

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第 3 号

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休暇に関する規則（平成 4 年大阪市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第 4 条 条例第 11 条に規定する特別休暇は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる期間又は時間与えるものとする。</p> <p>[(1)～(11の4) 略]</p> <p>(12) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7 月 1 日から 9 月 30 日<u>までの間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の特別休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第 4 条 [同左]</p> <p>[(1)～(11の4) 同左]</p> <p>(12) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7 月 1 日から 9 月 30 日<u>までの間</u>において 5 日を超えない範囲内で必要と認める期間</p>

<p><u>められる職員にあつては、6月1日</u> <u>日から10月31日までの間)</u>におい て5日を超えない範囲内で必要と 認める期間</p> <p>[13] 略]</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>[13] 同左]</p> <p>[2・3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。